

# 上下水道局だより

●●●●● 蛇口から あふれるぼくらの 夢・未来 ●●●●●

## 東日本大震災の被災地へ応急給水活動を行いました。

上下水道局では、3月12日～14日の3日間、東日本大震災の被災地の一つである茨城県の稲敷市へ給水車を派遣し、応急給水などの支援活動を行いました。

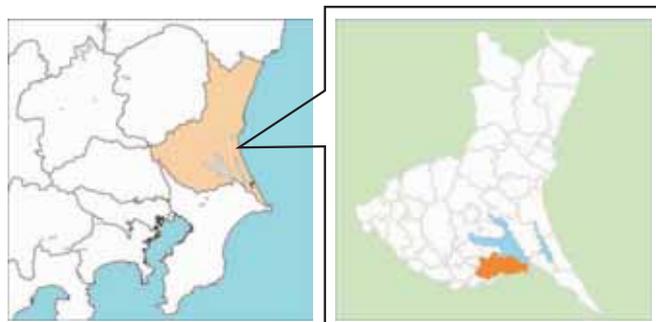
被災地では地面の隆起、陥没等が発生したことにより水道管が破損してしまい、広範囲にわたる断水が生じたため、公共施設などに給水所を設け、給水車にくんで運んだ水を給水しました。

上下水道局では震災等の対策として、耐震管の布設整備や非常用発電設備の更新、設備や管路の定期的な点検、停電時に備えた燃料の準備などを行い、安全・安心な水の確保に努めています。

応急給水活動の様子



茨城県稲敷市の位置



受水槽への給水活動



給水車に給水用の蛇口をつないで給水しました。

普段は、あたり前の様に使える水道も、管の破損や長期の停電等が発生すると、それに伴って断水する可能性があります。

いつ起こるかわからない災害に備えるため、下の項目をチェックしておくことをお勧めします。

マンションの場合、電気が止まっても水は出るかどうか。

お住まいのマンションの管理組合や貸主など受水槽設備の設置者にお問合せください。

くみ置きの水は用意してあるかどうか。

水道水は、日陰の涼しい場所で保管すれば常温で3日程度はお使い頂けます。

水を入れて運びやすい形、大きさの容器があるかどうか。

ホームセンター等で取り扱っている給水用ポリタンクや給水袋などがあると便利です。



## 川越の水はどこからくるの？



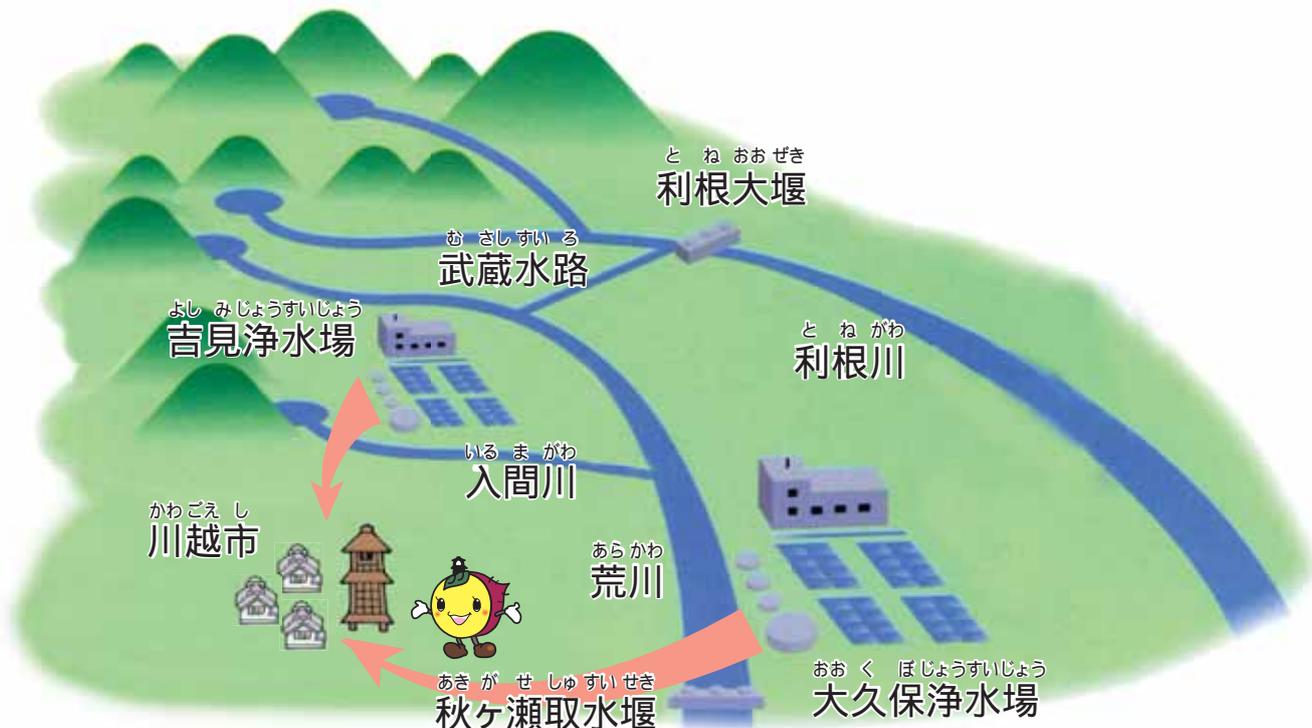
川越市の水道は、埼玉県から供給される水道水（県水）と市内の井戸から取水した地下水を浄水し、市内に配水しています。

県水は、荒川・利根川水系の河川水を水源とし、大久保浄水場（さいたま市）及び吉見浄水場（吉見町）の2つの浄水場から市内にある中福受水場・霞ヶ関第二浄水場に供給されています。



地下水は、主に朝夕の水が多く使われる時間にくみ上げ、県水とあわせて配水しています。年間を通じて、県水と地下水の割合はおおむね9（県水）：1（地下水）となっています。





水道水中の放射性物質にかかる指標値等について。

水道水中の放射性物質に関する判断の目安として、原子力安全委員会が定めた「飲食物の摂取制限に関する指標値」が示され、さらに、これに基づいて食品衛生法上の暫定規制値が定められています。具体的な指標値は下表のとおりです。

	放射性ヨウ素 (ヨウ素131)	放射性セシウム (セシウム134及び137)
原子力安全委員会が定めた 飲食物摂取制限に関する指標値	300ベクレル/kg -----	200ベクレル/kg -----
食品衛生法に基づく乳児の 飲用にに関する暫定的な指標値	100ベクレル/kg -----	

(水1 =1kgに換算できます)



県水は、大久保浄水場や吉見浄水場等で毎日、放射性物質（ヨウ素131、セシウム134、セシウム137）の検査をしています。【上グラフ】

市でも、県水を受けている中福受水場と霞ヶ関第二浄水場の水と、郭町浄水場の地下水を週1回検査しています。

県水及び地下水の水質検査結果について、指標値を超えたことはありません。(7/1現在)  
最新の水質検査結果については市ホームページ又は県ホームページをご覧ください。

(川越市ホームページ) <http://www.city.kawagoe.saitama.jp/>  
暮らしの情報 > 上下水道 > 水質 > 川越市の水道水の状況について

(埼玉県ホームページ) <http://www.pref.saitama.lg.jp/>  
組織でさがす > 水道管理課 > 埼玉県営水道における放射性物質検出結果について

平成23年度 川越市水道事業の予算概要です。

【 水道事業 】

収益的収支 水を供給するための予算

単位:百万円 税込み

収入 6,669



使用者の皆さまにお支払いいただいている水道料金による収入です。

新しく水道をひかれた場合などにお支払いいただく加入金の収入です。

支出 6,300



埼玉県で作られた水道水の購入代金です。

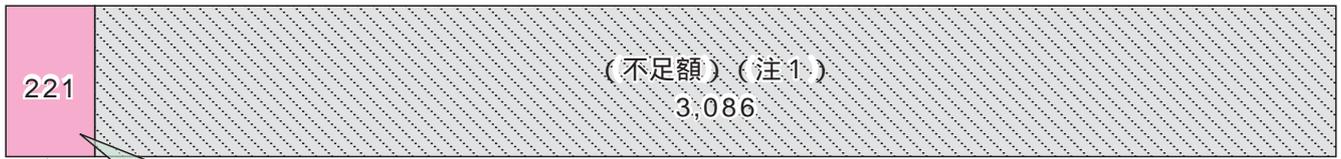
水道施設の寿命に応じて価値が減少する分を費用化したものです。

支払利息 266

資本的収支 水道の施設を建設・改良するための予算

単位:百万円 税込み

収入 221



新しく水道をひかれた場合などにお支払いいただく加入金の収入などです。

支出 3,307



古くなった水道施設を新しくする工事にかかる費用です。

水道施設の建設などのために借りたお金の返済にあてる費用です。

(注1) 資本的収入の不足額については減価償却費など現金支出を伴わずに内部留保されている資金などで補填しました。

平成23年2月10日発行の上下水道局だより第17号2ページ、3ページの決算報告について、収益的収支及び資本的収支の説明文中「～の予算」とあるのは「～の予算収支の結果です。」の誤りでした。お詫びして補正訂正いたします。

●●●● 平成23年度 川越市公共下水道事業の予算概要です。 ●●●●

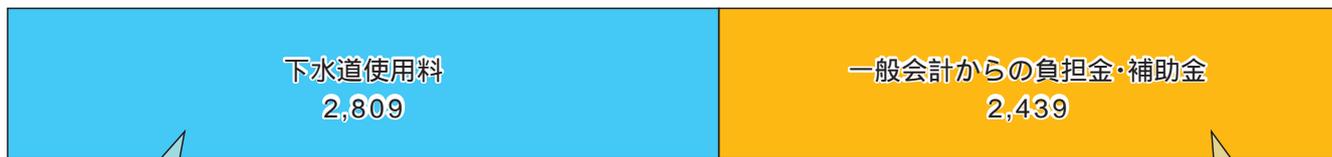
〔下水道事業〕

**収益的収支** 下水を処理するための予算

単位:百万円 税込み

収入 5,254

その他 6



使用者の皆さまにお支払い頂いている下水道使用料による収入です。

一般会計から繰り入れた負担金、補助金による収入です。

支出 5,174



川越市を含む10市3町が利用する下水道(荒川右岸流域下水道)の下水処理費用で、各市町が処理水量に応じた金額を支払います。

**資本的収支** 下水道の施設を建設・改良するための予算

単位:百万円 税込み

収入 2,521

一般会計からの負担金・補助金 361

その他 58



下水道施設の建設等にあてるために借り入れたお金です。

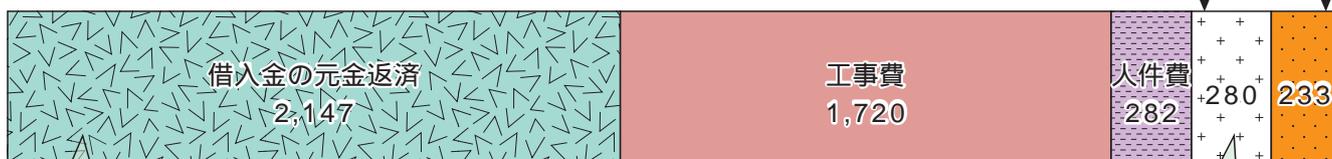
国からの補助金収入です。

一般会計から繰り入れた負担金、補助金による収入です。

支出 4,662

流域下水道費 280

その他 233



下水道施設の建設などのために借りたお金の返済にあてる費用です。

川越市を含む10市3町が利用する下水道(荒川右岸流域下水道)施設の建設や更新等にあてる費用です。

(注1) 資本的収入の不足額については減価償却費など現金支出を伴わずに内部留保されている資金などで補填しました。

🌻 ●●●● 「社会資本総合整備計画(下水道事業)」を作成しました。 ●●●● 🌻

社会資本総合整備計画とは、国土交通省が所管する社会資本整備総合交付金を活用して、関連する社会資本を総合的、一体的に整備するための計画です。生活環境の改善や保全のため、この交付金により事業を実施しようとするときは、計画を作成する必要があります。

このたび、下水道事業について社会資本総合整備計画を作成しました。詳しくは市のホームページをご覧くださいか、下水計画課へお問い合わせ下さい。

問い合わせ:下水計画課 計画担当 223 - 0561 E-mail:gesuikiekaku@city.kawagoe.saitama.jp

🌻 ●●●●●●●●●● 最終ます(汚水)をご存じですか? ●●●●●●●●●● 🌻

トイレや浴室などから排水された下水は、排水管を通じて1箇所に集まって下水道本管に流れます。この設備を“最終ます”といい、通常、敷地内の道路に近い所にあります。

最終ますは個人所有の設備で、宅地内で下水のつまりなどが発生した場合に、調査や清掃の作業場所として利用するなど下水道の維持管理にとって重要な施設です。最終ますがコンクリートで覆われた状態になっていたり、物置の設置などによって最終ますが使用できないと、調査や清掃ができません。

この大事な設備を守るため、最終ますの蓋が開閉できるかどうかの確認や、定期的な清掃など、日頃からの最終ますの適切な管理にご協力をお願いします。

(なお、上下水道局では宅地内のますの点検・清掃等の委託は行っていません。)



問い合わせ:下水維持課 管路施設担当 239 - 5595 E-mail:gesuiiji@city.kawagoe.saitama.jp

🌻 ●●●●●●●●●● 油を下水道に流すと大変! ●●●●●●●●●● 🌻

ご家庭で使用した油を下水道に流すと、油が固まって下水道管のつまりの原因になります。下水道管が詰まるとトイレの水が流れなくなったり、悪臭の原因になったりします。油は、布にしみこませたり、固化剤などで固めてから燃えるゴミとして出すなど、下水道に油を流さない工夫をしましょう。



つまりの原因となる油の塊(オイルボール)



下水道はみんなの財産です。大切に使いましょう。

問い合わせ:下水維持課 管路施設担当 239 - 5595 E-mail:gesuiiji@city.kawagoe.saitama.jp



# 下水道使用料改定のお知らせ



4段階で行う料金改定の第3年度目(平成23年11月1日～平成24年10月31日)の取扱いについて

下水道使用料は、水道の定例検針時の使用水量をもとに計算され、検針のあった翌月に水道料金と合算して請求させていただいております。

市では、平成21年11月1日より1年間ごとに4回に分けて段階的な下水道使用料の改定を行っています。これは使用料負担の急激な増加を避けるための措置(激変緩和措置)で、平成23年11月1日からは、第3年度目の使用料に変わります。

なお、11月1日前から継続して使用している方は、経過措置として第3年度目の使用料の適用が平成24年1月の請求からとなります。(口座振替の皆様は平成24年1月16日の引落としになります。)

また、水道の定例検針は市内を奇数月検針地域と偶数月検針地域に2分割し、隔月で実施しているため、検針地域により下水道料金の取扱いが異なります。(下図参照)

(新旧料金の切り換え日)

旧料金(改定第2年度目)		新料金(改定第3年度目)			
奇数月検針地域	偶数月検針地域	奇数月検針地域	偶数月検針地域	奇数月検針地域	偶数月検針地域
平成23年 9月	10月	11月	12月	平成24年 1月	2月
検針 ケース(1)	すべて旧料金	検針	請求	請求	
	検針 ケース(2) 1/2が旧料金	残りの1/2が新料金	検針	請求	
		検針 ケース(3)	すべて新料金	検針	請求

**ケース(1)** 11月検針時の使用水量に基づく使用料は経過措置によりすべて旧料金となり、12月に請求させていただきます。

**ケース(2)** 12月検針時の使用水量に基づく使用料は経過措置により新・旧料金の2分の1ずつの料金となり、1月に請求させていただきます。  
(なお、使用水量が奇数の場合、例えば17<sup>m</sup>の時は9<sup>m</sup>が旧料金、8<sup>m</sup>が新料金となり

**ケース(3)** ます。) 1月検針時の使用水量に基づく使用料はすべて新料金となり、2月に請求させていただきます。

皆様には大変ご負担をおかけすることになりますが、今後とも効率的な経営やサービスの向上に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

他市の下水道をご使用されている大字竹野及び大字笠幡の一部地域については、今回の使用料改定は対象外となります。

## 料金表(2か月)及び新旧対照表

下水道使用料・新旧対照表(2か月計算) (税抜き)				
下水道使用料の内訳		改定第2年度 (平成22年11月1日～ 平成23年10月31日)	改定第3年度目 (平成23年11月1日～ 平成24年10月31日)	
		基本料金(基本水量なし)		256円
家事用 その他	従量料金	排除量が20m <sup>3</sup> まで	34円	39円 (+5)
		排除量が20m <sup>3</sup> を超え40m <sup>3</sup> まで	66円	71円 (+5)
		排除量が40m <sup>3</sup> を超え60m <sup>3</sup> まで	87円	94円 (+7)
		排除量が60m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	109円	117円 (+8)
		排除量が100m <sup>3</sup> を超え400m <sup>3</sup> まで	129円	138円 (+9)
		排除量が400m <sup>3</sup> を超え1,000m <sup>3</sup> まで	150円	160円 (+10)
		排除量が1,000m <sup>3</sup> を超える分	169円	177円 (+8)

( )内の数値は、改定第2年度の使用料に対する増減額です。

## 使用料早見表(2か月・税込)

水量 (m <sup>3</sup> )	下水道使用料(円)		水量 (m <sup>3</sup> )	下水道使用料(円)		水量 (m <sup>3</sup> )	下水道使用料(円)		水量 (m <sup>3</sup> )	下水道使用料(円)	
	旧料金	新料金		旧料金	新料金		旧料金	新料金		旧料金	新料金
0	268	329	15	804	943	30	1,675	1,894	45	2,825	3,133
1	304	370	16	840	984	31	1,745	1,986	46	2,916	3,231
2	340	411	17	875	1,025	32	1,814	2,043	47	3,008	3,330
3	375	452	18	911	1,066	33	1,883	2,117	48	3,099	3,429
4	411	493	19	947	1,107	34	1,953	2,192	49	3,190	3,528
5	447	534	20	982	1,148	35	2,022	2,266	50	3,282	3,626
6	483	575	21	1,052	1,223	36	2,091	2,341	51	3,373	3,725
7	518	616	22	1,121	1,297	37	2,160	2,416	52	3,465	3,824
8	554	657	23	1,190	1,372	38	2,230	2,490	53	3,556	3,922
9	590	698	24	1,260	1,446	39	2,299	2,565	54	3,647	4,021
10	625	739	25	1,329	1,521	40	2,368	2,639	55	3,739	4,120
11	661	780	26	1,398	1,596	41	2,460	2,738	56	3,830	4,218
12	697	821	27	1,467	1,670	42	2,551	2,837	57	3,921	4,317
13	732	862	28	1,537	1,745	43	2,642	2,935	58	4,013	4,416
14	768	903	29	1,606	1,819	44	2,734	3,034	59	4,104	4,515

旧料金は改定第2年度目の料金、新料金は改定第3年度目の料金です。

偶数月検針地域の12月検針分については、経過措置により新旧料金が1か月ずつの請求となります。

問い合わせ：料金課 料金担当 223-3065 E-mail:ryokin@city.kawagoe.saitama.jp



編集/発行 川越市上下水道局 経営企画課 〒350-0054 川越市三久保町20-10 223-3062

<http://www.city.kawagoe.saitama.jp>

E-mail:keieikikaku@city.kawagoe.saitama.jp

この印刷物は、グリーン購入法に適合する紙を使用しています。  
また、印刷用の紙へリサイクルすることができます。

